

[改正前]

- 年金を初めてもらうとき
→ 賃金の伸びで改定
- 年金をもらっている人
→ 物価の伸びで改定

負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みを導入します。

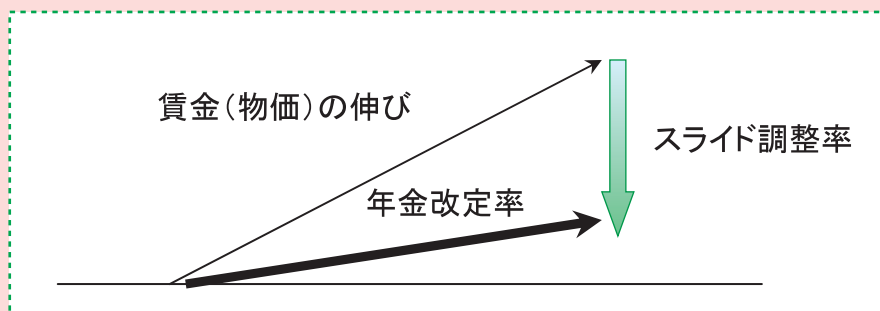
新しい年金額の調整の仕組み

年金を初めてもらうとき : 賃金の伸び率 - スライド調整率※

年金をもらっている人 : 物価の伸び率 - スライド調整率※

※ スライド調整率:

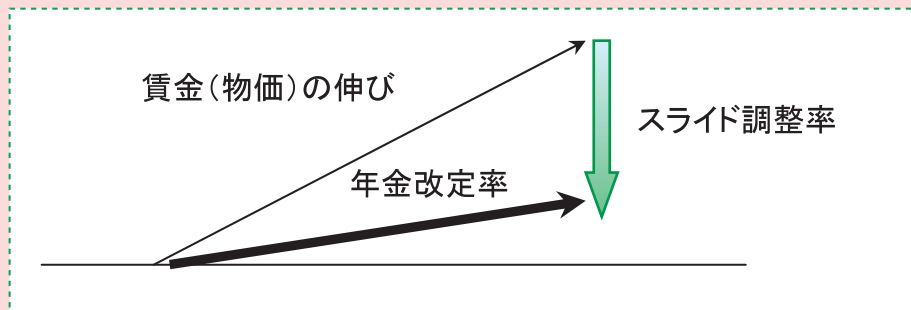
公的年金全体の被保険者数の減少率 + 平均余命の延びを勘案した一定率(0.3%)
→ 2025年度までは平均年0.9%程度となる見込み



- 少なくとも5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(給付費1年分程度)を保有しつつ、財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始します。
- 年金額は、通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えていきますが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える力の減少や平均余命の延びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑えることとします。(この仕組みを、「マクロ経済スライド」と言います。)
- その後の財政検証において、年金財政の均衡を保つことができると見込まれるようになった時点で、こうした年金額の調整を終了します。

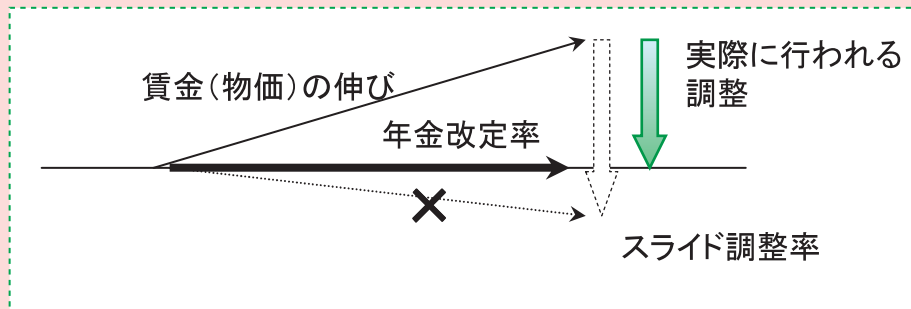
- 新しい年金額の調整の仕組みは、賃金や物価がある程度上昇する場合にはそのまま適用しますが【図1】、
 - ・ 賃金や物価の伸びが小さく、適用した場合には名目額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます。したがって、名目の年金額を下げることはありません。【図2】
 - ・ 賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、調整は行いません。したがって、賃金や物価の下落分は年金額を下げますが、それ以上に年金額を下げることはありません。【図3】

【図1】 ある程度、賃金(物価)が上昇した場合



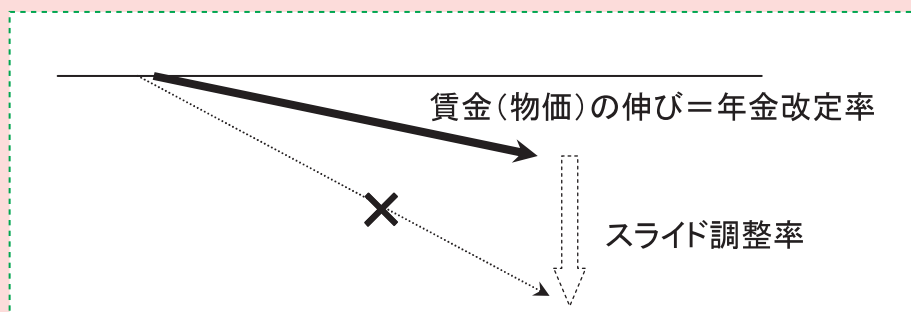
(例)
 賃金(物価)の伸び 1.5%
 スライド調整率 0.9%
 の場合
 ↓
 年金額の伸び 0.6%
 (1.5%-0.9%)

【図2】 賃金(物価)の上昇が小さい場合



(例)
 賃金(物価)の伸び 0.5%
 スライド調整率 0.9%
 の場合
 ↓
 年金額の伸び 増減なし
 (0.5%-0.9%=-0.4%とはしない)

【図3】 賃金(物価)が下落した場合



(例)
 賃金(物価)の伸び -0.3%
 スライド調整率 0.9%
 の場合
 ↓
 年金額の伸び -0.3%
 (-0.3%-0.9%=-1.2%とはしない)